

学校旅行総合保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	日本国外においては、被保険者 ^(注) が診療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。 (注) 被保険者 救援者費用等補償条項においては救援対象者、学校緊急対応費用補償条項においては旅行参加者をいいます。
海外旅行	国内旅行以外の旅行をいいます。
学校緊急対応費用保険金額	保険証券記載の学校緊急対応費用保険金額をいいます。
学校条項	学校緊急対応費用補償条項、賠償責任補償条項および弔慰費用補償条項をいいます。
危険	傷害、疾病、損害または費用の発生の可能性をいいます。
救援者	救援対象者の捜索 ^(注1) 、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の法定相続人 ^(注2) をいいます。 (注1) 捜索 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) 救援対象者の法定相続人 これらの者の代理人を含みます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。
救援者費用保険金額	保険証券記載のその被保険者の救援者費用保険金額をいいます。
頸部症候群 ^{けい}	いわゆる「むちうち症」をいいます。
現地	救援者費用等補償条項においては、事故発生地またはその救援対象者の収容地をいい、学校緊急対応費用補償条項においては、事故発生地、その被災者の収容地または応対施設の所在地をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残

	<p>された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。</p>
告知事項	<p>危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの^(注)をいいます。</p> <p>(注) 当社が告知を求めたもの 他の保険契約等に関する事項を含みます。</p>
国内旅行	<p>旅行の目的地が日本国内のみのもをいいます。</p>
個人賠償責任 保険金額	<p>個人賠償責任補償条項により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載のその被保険者の個人賠償責任保険金額をいいます。</p>
財物の破損	<p>財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。</p>
始期日	<p>保険期間の初日をいいます。</p>
失効	<p>この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。</p>
疾病	<p>傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。</p>
親族	<p>6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。</p>
疾病死亡保険 金額	<p>保険証券記載のその被保険者の疾病死亡保険金額をいいます。</p>
疾病治療費用 保険金額	<p>保険証券記載のその被保険者の疾病治療費用保険金額をいいます。</p>
自動車等	<p>自動車または原動機付自転車をいいます。</p>
死亡・後遺障害 保険金額	<p>保険証券記載のその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。</p>
宿泊施設	<p>ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。</p>
傷害	<p>身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。</p> <p>① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒</p> <p>(注) 中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p>
傷害保険金	<p>傷害補償条項により補償される傷害が生じた場合に、当社が被保険者</p>

	<p>または被保険者の法定相続人に支払うべき金銭であって、国内旅行のときにおいては死亡保険金、後遺障害保険金^(注)および入院特別保険金、海外旅行のときにおいては死亡保険金、後遺障害保険金^(注)および治療費用保険金をいいます。</p> <p>(注) 後遺障害保険金 傷害補償条項第6条(後遺障害保険金の追加支払)に規定する後遺障害保険金の追加支払を含みます。</p>
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
責任期間	<p>(1)旅行参加者条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。</p> <p>(2)学校条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。</p>
損害等	この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき傷害、疾病死亡、疾病、損害または費用等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
弔慰費用保険金額	保険証券記載の弔慰費用保険金額をいいます。
治療	<p>医師^(注1)が必要であると認め、医師^(注1)が行う治療をいいます。</p> <p>(注1) 医師 被保険者^(注2)が医師である場合は、被保険者^(注2)以外の医師をいいます。</p> <p>(注2) 被保険者 救援者費用等補償条項においては救援対象者、学校緊急対応費用補償条項および基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)においては旅行参加者、弔慰費用補償条項においては被災者をいいます。</p>
治療費用保険金額	保険証券記載のその被保険者の治療費用保険金額をいいます。
訂正の申出	告知事項について書面をもって訂正を申し出ることであって、基本条項第4条(告知義務)(3)③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同

	様の事情にある者を含みます。
賠償責任保険金額	賠償責任補償条項により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
発病	医師の診断による発病をいいます。
被保険者	<p>① 旅行参加者条項における被保険者</p> <p>ア. 傷害補償条項、海外疾病死亡危険補償条項、海外疾病治療費用補償条項および個人賠償責任補償条項における被保険者</p> <p>傷害補償条項、海外疾病死亡危険補償条項、海外疾病治療費用補償条項においてはこの保険契約により補償の対象となる者、個人賠償責任補償条項においてはこの保険契約により補償を受ける者であって、保険証券に記載された者をいいます。</p> <p>イ. 救援者費用等補償条項における被保険者</p> <p>この保険契約により補償を受ける者であって、同条項第2条(救援対象者および被保険者)(2)に規定する者をいいます。</p> <p>② 学校条項における被保険者</p> <p>この保険契約により補償を受ける者であって、保険証券に記載された者をいいます。</p>
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	傷害保険金、疾病死亡保険金、疾病治療費用保険金、個人賠償責任保険金、救援者費用保険金、学校緊急対応費用保険金、賠償責任保険金および弔慰費用保険金をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。(免責金額は被保険者の自己負担となります。)
旅行	学校の教育活動の一環として実施される修学旅行、遠足、林間学校および臨海学校等の旅行のうち保険証券に記載されたものをいいます。
旅行参加者	保険証券に記載された旅行に参加する者をいいます。
旅行参加者条項	傷害補償条項、海外疾病死亡危険補償条項、海外疾病治療費用補償条項、個人賠償責任補償条項および救援者費用等補償条項をいいます。

第1章 旅行参加者条項

第1節 傷害補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に対して、この補償条項および基本条項の規定に従い傷害保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ③ 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間

- イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、傷害保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑦ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑧ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害保険金を支払います。
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑨もしくは⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくとも、傷害保険金を支払いません。

(注1) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、傷害保険金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第4条（死亡保険金の支払）

当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額^(注)を死亡保険金としてその被保険者の法定相続人に支払います。

(注) 死亡・後遺障害保険金額の全額

その被保険者について、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

死亡・後遺障害 保険金額	×	別表1に掲げる各等級の後遺障害 に対する保険金支払割合	=	後遺障害保険金の額
-----------------	---	--------------------------------	---	-----------

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 傷害の原因となった同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、死亡・後遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害保険金額

に次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	＝	適用する割合
-----------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。ただし、第6条（後遺障害保険金の追加支払）の規定に基づいて支払う保険金の額は、この限りではありません。

第6条（後遺障害保険金の追加支払）

当社は、第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、その被保険者が生存していることを条件として、当社が支払った後遺障害保険金の額の50%に相当する額を追加してその被保険者に支払います。

第7条（入院特別保険金の支払）

(1)当社は、国内旅行の場合において、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院したときは、その状態にある期間（以下「入院期間」といいます。）に対し、次の区分に従って入院特別保険金をその被保険者に支払います。

- ① 入院期間6か月以上の場合 10万円
- ② 入院期間3か月以上6か月未満の場合 5万円
- ③ 入院期間1週間以上3か月未満の場合 3万円
- ④ 入院期間1週間未満の場合 1万円

(2)入院期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置^(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(3)被保険者が入院期間中にさらに入院特別保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院特別保険金を支払いません。

(注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第8条（治療費用保険金の支払）

(1) 当社は、海外旅行の場合において、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要したときは、次に掲げる金額を治療費用保険金としてその被保険者に支払います。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

- ア. 被保険者以外の医師の診察費、処置費および手術費
- イ. 被保険者以外の医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
- ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費
- エ. 職業看護師^(注1)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
- オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費
- カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療を受けたときの宿泊施設の客室料
- キ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
- ク. 病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院もしくは診療所へ移転するための移転費^(注2)。ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場合には、その被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃またはその被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうちその被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害について①の金額の10%に相当する金額または20万円のうちいずれか低い金額をもって限度とします。

- ア. 入院のための交通費
- イ. 治療のために必要な通訳雇入費
- ウ. 国際電話料等通信費
- エ. 入院に必要な身の回り品購入費^(注3)

(2)(1)の治療費用保険金の支払は、1事故に基づく傷害について治療費用保険金額をもって限度とします。

(3)(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額^(注4)の合計額が費用の額^(注5)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または	この保険契約の支払責任額 ^(注4)

共済金が支払われていない場合	
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 ^(注5) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注4) を限度とします。

(注1) 職業看護師

日本国外において被保険者の治療に際し、被保険者以外の医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

(注2) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

(注3) 身の回り品購入費

3万円を限度とします。

(注4) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注5) 費用の額

(1)の費用の額をいいます。

第9条 (保険金の削減払)

当社は、被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間に被った第1条(保険金を支払う場合)の傷害に対し、保険契約者があらかじめ割増保険料^(注)を支払っていない場合は、次の割合により、傷害保険金を削減します。ただし、傷害保険金を削減して支払うのはその被保険者の被った傷害に限ります。

領収した保険料

領収した保険料+割増保険料^(注)

(注) 割増保険料

別表2に掲げる運動等に対応する当社所定の割増保険料をいいます。

第10条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)

の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の傷害または疾病の影響）

- (1) この保険契約の保険金支払対象とならない傷害または疾病の影響によって保険金を支払うべき傷害の程度が加重された場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第2節 海外疾病死亡危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、海外旅行の場合において、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当したときは、この補償条項および基本条項の規定に従い、疾病死亡保険金を支払います。
 - ① 責任期間中に死亡した場合
 - ② 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、ア、責任期間中に発病した疾病
イ、責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、ア、イのいずれかに該当する。
 - ③ 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する疾病による死亡に対しては、疾病死亡保険金を支払いません。
 - ① 当社が傷害補償条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
 - ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ③ 歯科疾病

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、疾病死亡

保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 疾病死亡保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病死亡保険金の一部の受取人である場合には、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、疾病死亡保険金を支払わないのはその被保険者の疾病死亡に限ります。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 核燃料物質^(注1)もしくは核燃料物質^(注1)によって汚染された物^(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (支払保険金)

当社は、被保険者が第1条(保険金を支払う場合)(1)に該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金としてその被保険者の法定相続人に支払います。

第3節 海外疾病治療費用補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

(1)当社は、海外旅行の場合において、被保険者が次のいずれかに該当したときは、この補償条項および基本条項の規定に従い疾病治療費用保険金を支払います。

- ① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間中に発生したものに限り。

- ② 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合
- (2)(1)の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する疾病の治療に要した費用に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
- ① 当社が傷害補償条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
 - ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ③ 歯科疾病

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した疾病に対しては、疾病治療費用保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 疾病治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が疾病治療費用保険金の一部の受取人である場合には、疾病治療費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、疾病治療費用保険金を支払わないのはその被保険者の発病した疾病に限ります。
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 核燃料物質^(注1)もしくは核燃料物質^(注1)によって汚染された物^(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ④もしくは⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (2)当社は、被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、疾病治療費用保険金を支払いません。

(注1) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（支払保険金）

- (1)当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)に該当した場合は、次に掲げ

る金額を、疾病治療費用保険金としてその被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日^(注1)からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

ア. 被保険者以外の医師の診察費、処置費および手術費

イ. 被保険者以外の医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料

ウ. X線検査費、諸検査費および手術室費

エ. 職業看護師^(注2)費。ただし、謝金および礼金は含みません。

オ. 病院または診療所へ入院した場合の入院費

カ. 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療を受けたときの宿泊施設の客室料

キ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費

ク. 入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費^(注3)。ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場合には、その被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃またはその被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

② 被保険者の入院により必要となった次に掲げる費用のうちその被保険者が現実に支出した金額。ただし、1疾病^(注4)について①の金額の10%に相当する金額または20万円のうちいずれか低い金額をもって限度とします。

ア. 入院のための交通費

イ. 治療のために必要な通訳雇入費

ウ. 国際電話料等通信費

エ. 入院に必要な身の回り品購入費^(注5)

(2)(1)の疾病治療費用保険金の支払は、1疾病^(注4)について疾病治療費用保険金額をもって限度とします。

(注1) 治療を開始した日

合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注2) 職業看護師

日本国外において被保険者の治療に際し、被保険者以外の医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

(注3) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

(注4) 1疾病

合併症および続発症を含みます。

(注5) 身の回り品購入費

3万円を限度とします。

第4条 (他の傷害または疾病の影響)

(1) この保険契約の保険金支払対象とならない傷害または疾病の影響によって疾病治療費用保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病治療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条 (保険金を支払う場合) (1)の疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第5条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)

第3条 (支払保険金) (1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額^(注1)の合計額が費用の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 費用の額

第1条 (保険金を支払う場合) (1)の費用の額をいいます。

第4節 個人賠償責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が、責任期間中に生じた偶然な事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項および基本条項の規定に従い、個人賠償責任保険金を支払います。
- (2) (1)の被保険者が責任無能力者の場合には、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注)をいいます。ただし、その責任無能力者に関する(1)の事故に限ります。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族に限ります。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 核燃料物質^(注1)もしくは核燃料物質^(注1)によって汚染された物^(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
 - ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者と同居する親族^(注1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、宿泊施設の客室^(注2)に与えた損害または旅行用品の賃貸業者から借り入れた旅行用品に与えた損害については、保険金を支払います。
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両^(注3)、銃器^(注4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (2)被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(2)に規定する者である場合は、(1)①から③まで、⑤および⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 同居する親族

旅行のために一時的に別居する親族を含みます。

(注2) 客室

客室内の動産を含みます。

(注3) 船舶・車両

原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注4) 銃器

空気銃を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、個人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第5条（支払保険金の範囲）

当社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限りします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。以下同様とします。）
- ② 第1条（保険金を支払う場合）（1）の事故が発生した場合において、被保険者が基本条項第17条（事故発生時の義務）（1）⑨および⑩に規定する、損害の発生または拡大の防止のため、または他人に対する求償権の保全または行使に必要なまたは有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 基本条項第19条（当社による解決）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（支払保険金）

当社が支払うべき個人賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を支払うの限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者 に対して負担する法律上の賠償責任の額	-	免責金額	=	個人賠償責任 保険金の額
-------------------------------------	---	------	---	-----------------

- ② 第5条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の法律上の賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を超える場合は、個人賠償責任保険金額の同条①の法律上の賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または	この保険契約の支払責任額 ^(注1)

共済金が支払われていない場合	
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第5節 救援者費用等補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、救援対象者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対し、この補償条項および基本条項の規定に従い、救援者費用保険金をその費用の負担者に支払います。

- ① 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）によって救援対象者の生死が確認できない場合または救援対象者の緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ② 責任期間中に生じた事故によって身体に被った傷害を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合
- ③ 疾病^(注)を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病した疾病^(注)を直接の原因として責任期間中に治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合

(注) 疾病

妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を除きます。

第2条（救援対象者および被保険者）

- (1) この補償条項における救援対象者は、保険証券に記載された者とします。
- (2) この補償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 保険契約者
 - ② 救援対象者
 - ③ 救援対象者の法定相続人

第3条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）の費用とは、被保険者が負担した次に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用

第1条①に該当した救援対象者を捜索^(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 現地急行費用

救援者にかかる次の費用をいい、救援対象者1名につき救援者2名分を限度とします。ただし、第1条①の場合において、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索^(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

ア. 交通費^(注2)

イ. 宿泊施設の客室料^(注3)

ウ. 渡航手続費^(注4)

③ 国内連絡場所^(注5) 訪問費用

訪問者^(注6)にかかる次の費用をいい、救援対象者1名につき訪問者^(注6)2名分を限度とします。

ア. 交通費^(注7)

イ. 宿泊施設の客室料^(注8)

④ 移送費用

死亡した救援対象者を現地からその救援対象者の住居に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の救援対象者を現地からその救援対象者の住居へ移転するために要した移転費^(注9)をいいます。ただし、その救援対象者が払戻しを受けた帰宅のための運賃またはその救援対象者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 帰宅費用

第1条に該当し予定された交通機関を使用することができなくなった救援対象者^(注10)が、その救援対象者の住居へ帰宅するために追加して支払った運賃をいいます。

⑥ 諸雑費

救援者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、救援対象者の遺体処理費用等をいい、救援対象者1名につき国内旅行の場合は3万円、海外旅行の場合は20万円をそれぞれ限度とします。

(注1) 捜索

捜索、救助または移送をいいます。

(注2) 交通費

現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の交通費をいいます。

(注3) 宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料をいい、救援者1名につき14日分を限度とします。

(注4) 渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

(注5) 国内連絡場所

学校の指定する日本国内における応対施設または学校施設をいい、かつ、現地以外の場所における施設をいいます。

(注6) 訪問者

国内連絡場所^(注5)を訪問する救援対象者の法定相続人をいいます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。

(注7) 交通費

国内連絡場所^(注5)までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の交通費をいいます。

(注8) 宿泊施設の客室料

国内連絡場所^(注5)および国内連絡場所^(注5)までの行程における宿泊施設の客室料をいい、訪問者^(注6)1名につき14日分を限度とします。

(注9) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

(注10) 第1条に該当し予定された交通機関を使用することができなくなった救援対象者

④に該当する場合の救援対象者を除きます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって第1条(保険金を支払う場合)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者の故意または重大な過失
- ② 救援対象者の故意または重大な過失。ただし、救援者費用保険金を支払わないのはその救援対象者に関する費用に限ります。

- ③ 救援者費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救援者費用保険金の一部の受取人である場合には、救援者費用保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ④ 救援対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、救援者費用保険金を支払わないのはその救援対象者に関する費用に限ります。
- ⑤ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、救援者費用保険金を支払わないのはその救援対象者に関する費用に限ります。
- ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑦ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑥もしくは⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、救援対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第1条(保険金を支払う場合)②または③に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、救援者費用保険金を支払いません。

(注1) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって第1条(保険金を支払う場合)のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しても、救援者費用保険金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第6条（支払保険金）

当社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額^(注)についてのみ救援者費用保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用保険金を支払いません。

(注) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額

この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づいて支払うべき救援者費用保険金の額は、保険期間を通じ、救援者費用保険金額をもって限度とします。

第8条（救援者費用保険金の削減）

救援対象者が別表2に掲げる運動等を行っている間に第1条（保険金を支払う場合）のいずれかに該当したことにより費用が発生した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料^(注)を支払っていないときは、次の割合により救援者費用保険金を削減します。ただし、救援者費用保険金を削減して支払うのはその救援対象者に関する費用に限ります。

領収した保険料

領収した保険料 + 割増保険料^(注)

(注) 割増保険料

別表2に掲げる運動等に対応する当社所定の割増保険料をいいます。

第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、費用の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
----	---------

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 費用の額

第3条（費用の範囲）の費用の額をいいます。

第2章 学校条項

第1節 学校緊急対応費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、被保険者が負担した費用に対し、この補償条項および基本条項の規定に従い学校緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）によって旅行参加者の生死が確認できない場合または旅行参加者の緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
- ② 責任期間中に生じた事故によって身体に被った傷害を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合
- ③ 疾病^(注)を直接の原因として責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病した疾病^(注)を直接の原因として責任期間中に治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合

(注) 疾病

妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を除きます。

第2条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）の費用とは、被保険者が負担した次に掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用

第1条（保険金を支払う場合）のいずれかに該当した旅行参加者（以下この補償条項において「被災者」といいます。）を捜索^(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 教職員・親族等派遣費用

被保険者が、教職員・親族等^(注2)を現地に派遣した場合の次の費用をいいます。ただし、第1条①の場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索^(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く教職員・親族等^(注2)にかかる費用は除きます。

ア. 交通費^(注3)

イ. 宿泊施設の客室料^(注4)

ウ. 渡航手続費^(注5)

③ 応対施設借上費用

被保険者が被災者の法定相続人等と応対した場合の宿泊施設、事務所等の応対施設借上費用をいいます。

④ 移送費用

死亡した被災者を現地からその被災者の住居に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被災者を現地からその被災者の住居へ移転するために要した移転費^(注6)をいいます。ただし、その被災者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 葬儀費用

死亡した被災者の葬儀を被保険者が営むため支出した葬儀費用をいいます。

⑥ 諸雑費

現地における教職員・親族等^(注2)の交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、被災者の遺体処理費用等をいい、国内旅行の場合は3万円、海外旅行の場合は20万円にそれぞれ被災者数を乗じた額をもって限度とします。

(注1) 捜索

捜索、救助または移送をいいます。

(注2) 教職員・親族等

教職員または被災者の法定相続人をいい、これらの者の代理人を含みます。

(注3) 交通費

現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の往復交通費をいいます。

(注4) 宿泊施設等の客室料

現地および現地までの行程における宿泊施設等の客室料をいいます。

(注5) 渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

(注6) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって被災者が第1条（保険金を支払う場合）のいずれかに該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被災者の故意または重大な過失。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
- ③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
- ④ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、学校緊急対応費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、被災者が^{はい}頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによって第1条（保険金を支払う場合）②または③に掲げる場合に該当したことにより被保険者が負担した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

(注1) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって被災者が第1条（保険金を支払う場合）のいずれかに該当したことにより被保険者が負担した費用に対しても、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第5条（支払保険金）

当社は、第2条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額^(注)についてのみ学校緊急対応費用保険金を支払います。ただし、被保険者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、学校緊急対応費用保険金を支払いません。

(注) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額

この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第6条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づいて支払うべき学校緊急対応費用保険金の額は、保険期間を通じ、学校緊急対応費用保険金額をもって限度とします。

第7条（学校緊急対応費用保険金の削減）

被災者が別表2に掲げる運動等を行っている間に第1条（保険金を支払う場合）のいずれかに該当したことにより被保険者が負担した費用に対し、保険契約者があらかじめ

割増保険料^(注)を支払っていない場合は、当社は、次の割合により学校緊急対応費用保険金を削減します。ただし、学校緊急対応費用保険金を削減して支払うのはその被災者に関する費用に限ります。

領収した保険料

領収した保険料+割増保険料^(注)

(注) 割増保険料

別表2に掲げる運動等に対応する当社所定の割増保険料をいいます。

第8条 (他の保険契約等がある場合の支払保険金)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、費用の額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	費用の額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 費用の額

第2条(費用の範囲)の費用の額をいいます。

第2節 賠償責任補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、旅行の実施に起因して責任期間中に生じた偶然な事故(以下この補償条項において「事故」といいます。)により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項および基本条項の規定に従い、賠償責任保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 核燃料物質^(注1)もしくは核燃料物質^(注1)によって汚染された物^(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②もしくは③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ④ 航空機、船舶・車両^(注1)、銃器^(注2)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 船舶・車両

原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注2) 銃器

空気銃を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた損

害に対しても、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第5条（支払保険金の範囲）

当社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。以下同様とします。）
- ② 第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が基本条項第17条（事故発生時の義務）（1）⑨および⑩に規定する、損害の発生または拡大の防止のため、または他人に対する求償権の保全または行使に必要なまたは有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 基本条項第19条（当社による解決）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条（支払保険金）

当社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、賠償責任保険金額の支払の限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者 に対して負担する法律上の賠償責任の額	－	免責金額	＝	賠償責任保険金の額
-------------------------------------	---	------	---	-----------

- ② 第5条（支払保険金の範囲）②から⑤までに規定する費用については、その全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の法律上の賠償責任の額が賠償責任保険金額を超える場合は、賠償責任保険金額の同条①の法律上の賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注1)の合計額が、損害額^(注2)を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額 ^(注1)
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害額 ^(注2) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額 ^(注1) を限度とします。

(注1) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3節 弔慰費用補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、その旅行参加者（以下この補償条項において「被災者」といいます。）の法定相続人に対して被保険者が支払った費用を、この補償条項および基本条項の規定に従い弔慰費用保険金として支払います。

- ① 責任期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下この補償条項において「事故」といいます。）によって被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ② 疾病によって死亡し、その死亡が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合
 - ア. 責任期間中に死亡した場合
 - イ. 次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、(ア)責任期間中に発病した疾病
 - (イ)責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間中に発生したものに限り、(イ)責任期間中に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間中に発生したものに限り、(イ)責任期間中に発病した疾病。

ウ. 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

(2)(1)②の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する疾病による死亡に対しては、弔慰費用保険金を支払いません。

- ① 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ② 歯科疾病

第2条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）の費用とは、被保険者が支払った弔慰金をいいます。ただし、被災者1名につき弔慰費用保険金額をもって限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって被災者が第1条（保険金を支払う場合）(1)に該当したことにより被保険者が支払った費用に対しては、弔慰費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被災者の故意または重大な過失。ただし、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
- ③ 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
- ④ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、弔慰費用保険金を支払わないのはその被災者に関する費用に限ります。
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注1)を持たないで自動車等を運転している間。
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑥ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、国内旅行の場合においては、次のいずれかに該当する事由によって被災者が第1条（保険金を支払う場合）（1）のいずれかに該当したことにより被保険者が支払った費用に対しても、弔慰費用保険金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第3章 基本条項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、旅行参加者が満期日の午後12時までその旅行参加者の住居に到着を予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は自動的に3日間を限度として延長されるものとします。
 - ① 旅行参加者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関^(注1)の遅延または欠航・運休
 - ② 交通機関^(注1)の搭乗予約受付業務の不備による旅行参加者の搭乗不能
 - ③ 旅行参加者が責任期間中に被った傷害により責任期間中に治療を受けたこと。
 - ④ 旅行参加者が責任期間中に発病した疾病^(注2)により責任期間中に治療を受けたこと。
 - ⑤ 旅行参加者の死亡
- (4) (3)の場合のほか、旅行参加者が満期日の午後12時までその旅行参加者の住居に到着を予定されているにもかかわらず次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から旅行参加者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、その旅行参

加者の住居に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時^(注3)のいずれか早い時までとします。

- ① 旅行参加者が乗客として搭乗している交通機関^(注1)または旅行参加者が入場している施設が、第三者による不法な支配を受けた場合または公権力によって拘束を受けた場合
- ② 旅行参加者が誘拐された場合

(注1) 交通機関

航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(注2) 疾病

妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を除きます。

(注3) 当初予定していなかった目的地に向けて出発した時

その旅行参加者の住居への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

第2条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 第1条 (保険責任の始期および終期) (1)の規定にかかわらず、保険期間が始まった後であっても、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間に生じた事故 (傷害補償条項第1条 (保険金を支払う場合) の事故、海外疾病死亡危険補償条項第1条 (保険金を支払う場合) (1)の疾病死亡、海外疾病治療費用補償条項第1条 (保険金を支払う場合) (1)の疾病の発病、個人賠償責任補償条項第1条 (保険金を支払う場合) (1)の事故、救援者費用等補償条項第1条 (保険金を支払う場合) の事由、学校緊急対応費用補償条項第1条 (保険金を支払う場合) の事由、賠償責任補償条項第1条 (保険金を支払う場合) の事故、弔慰費用補償条項第1条 (保険金を支払う場合) (1)の事由をいいます。以下同様とします。) による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険責任のおよぶ範囲)

当社は、国内旅行の場合においては、日本国内において生じた傷害、損害または費用に対して、海外旅行の場合においては、日本国内または国外において生じた傷害、疾病死亡^(注1)、疾病^(注2)、損害または費用に対して保険金を支払います。

(注1) 疾病死亡

妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病による死亡を除きます。

(注2) 疾病

妊娠、出産、早産、流産および歯科疾病を除きます。

第4条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき損害等が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害等については適用しません。

(注) 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第5条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第6条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。

第7条（保険契約の失効）

旅行参加者条項において、保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約のその被保険者に係る部分は効力を失います。

第8条（保険契約の取消）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。ただし、旅行参加者条項においては、同条項の被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、その被保険者に係る部分を取り消すものとします。

第9条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。

第10条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

- ア. 反社会的勢力^(注1)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力^(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力^(注1)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力^(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注2)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) 傷害保険金、疾病死亡保険金および疾病治療費用保険金の場合、(1)または(2)の規定による解除が事故^(注3)の生じた後になされたときであっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故^(注3)による損害等に対しては、当社は、保険金^(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金^(注4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 個人賠償責任保険金、救援者費用保険金、学校緊急対応費用保険金、賠償責任保険金および弔慰費用保険金の場合、(1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされたときであっても、第12条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害等に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 個人賠償責任保険金、救援者費用保険金、学校緊急対応費用保険金、賠償責任保険金および弔慰費用保険金の場合、保険契約者または被保険者が(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされたときには、(4)の規定は、次の損害等については適用しません。
- ① (1)③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害等

- ② (1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

(注3) 事故

(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた事故をいいます。

(注4) 保険金

(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第11条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 傷害補償条項の被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約^(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約^(注)の傷害補償条項の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第10条（重大事由による解除）(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第10条（重大事由による解除）(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
- ④ 第10条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に傷害補償条項の被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約^(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と傷害補償条項の被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約^(注)の傷害補償条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において傷害補償条項の被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解除しなければなりません。

(3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約^(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証す

る書類の提出があった場合に限りです。

- (4)(3)の規定によりこの保険契約^(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
- (5)(1)の規定にかかわらず、傷害補償条項の治療費用保険金の被保険者または海外疾病治療費用補償条項の被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対し、この保険契約^(注)のうち治療費用保険金部分または疾病治療費用保険金部分を解除することを求めることができます。
- (6)保険契約者は、被保険者から(5)に規定する解除請求があった場合は、当社に対する通知をもって、この保険契約^(注)のうち治療費用保険金部分または疾病治療費用保険金部分を解除しなければなりません。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分に限りです。

第12条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第13条 (保険料の返還または請求—告知義務等の場合)

- (1)第4条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2)当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、変更前料率の変更後料率に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (4)(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第14条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第6条 (保険契約の無効) の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約の全部が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、旅行参加者条項において、その被保険者に係る部分が失効となる場合は、その被保険者に係る保険料について、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第15条 (保険料の返還—取消の場合)

第8条 (保険契約の取消) の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第16条 (保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第4条 (告知義務) (2)、第10条 (重大事由による解除) (1) または第13条 (保険料の返還または請求—告知義務等の場合) (2) の規定により、当社が保険契約の全部または一部を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第9条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約の全部または一部を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第10条 (重大事由による解除) (2) の規定により、当社がこの保険契約^(注)の全部または一部を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) 第11条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2) または(6) の規定により、保険契約者がこの保険契約^(注)の全部または一部を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (5) 第11条 (被保険者による保険契約の解除請求) (3) の規定により、被保険者がこの保険契約^(注)の全部または一部を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

第17条 (事故発生時の義務)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 被保険者が傷害補償条項第1条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った場合

ア. 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

イ. 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知すること。

ウ. 治療費用保険金が補償される場合においては、他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。

② 被保険者が海外疾病死亡危険補償条項第1条 (保険金を支払う場合) の疾病によって死亡した場合

ア. 死亡した日からその日を含めて30日以内に疾病の発病の状況および経過を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

③ 被保険者が海外疾病治療費用補償条項第1条 (保険金を支払う場合) の疾病を発病した場合

ア. 発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

イ. 他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当社に通知すること。

④ 個人賠償責任補償条項第1条 (保険金を支払う場合) の事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生した場合

ア. 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年令、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けた場合はその内容を遅滞な

く、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

イ. 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。

⑤ 救援者費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事由が生じた場合

ア. 事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(ア)第1条①の場合は、事故発生の状況

(イ)第1条②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

(ウ)第1条③の場合は、疾病の発病の状況および経過

イ. 他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当社に通知すること。

⑥ 被災者に学校緊急対応費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事由が生じた場合

ア. 事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(ア)第1条①の場合は、事故発生の状況

(イ)第1条②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

(ウ)第1条③の場合は、疾病の発病の状況および経過

イ. 他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当社に通知すること。

⑦ 賠償責任補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または他人の財物の破損が発生した場合

ア. 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年令、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

イ. 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当社に通知すること。

⑧ 被災者に弔慰費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事由が生じた場合

ア. 事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(ア)第1条(1)①の場合は、事故発生の状況および死亡に至る経過

(イ)第1条(1)②の場合は、疾病の発病の状況および死亡に至る経過

イ. 他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当社に通知すること。

⑨ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止のため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

- ⑩ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- ⑪ あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認しないこと。またはその他の費用を支出しないこと。ただし、個人賠償責任危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故または賠償責任危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合に、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることを妨げません。
- ⑫ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく、当社に通知すること。
- ⑬ ①から⑫までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)①から⑧まで、⑫または⑬のときは、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)⑨の場合は発生または拡大を防止することができたと認められる損害額を、(1)⑩の場合は取得すべき権利の行使によって受けることができたと思えられる部分を、(1)⑪の場合は当社が損害賠償責任がないと思えた部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①から⑧まで、⑫または⑬の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第18条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院特別保険金については、被保険者が傷害補償条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した時
 - ④ 治療費用保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ⑤ 疾病死亡保険金については、被保険者が死亡した時

- ⑥ 疾病治療費用保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日^(注1)からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ⑦ 個人賠償責任保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ⑧ 救援者費用保険金については、被保険者が費用を負担した時
 - ⑨ 学校緊急対応費用保険金については、被保険者が費用を負担した時
 - ⑩ 賠償責任保険金については、被災者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被災者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ⑪ 弔慰費用保険金については、被保険者が費用を負担した時
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求するときは、保険金請求書および次の書類のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 死亡保険金請求の場合
 - ア. 当社の定める傷害状況報告書
 - イ. 公の機関^(注2)の事故証明書
 - ウ. 死亡診断書または死体検案書
 - エ. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書
 - オ. 被保険者の戸籍謄本
 - カ. 被保険者の法定相続人の戸籍謄本
 - キ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ク. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
 - ② 後遺障害保険金請求の場合
 - ア. 当社の定める傷害状況報告書
 - イ. 公の機関^(注2)の事故証明書
 - ウ. 後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - エ. 被保険者の印鑑証明書
 - オ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - カ. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
 - ③ 入院特別保険金請求の場合
 - ア. 当社の定める傷害状況報告書

- イ. 公の機関^(注2)の事故証明書
 - ウ. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - エ. 入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - オ. 被保険者の印鑑証明書
 - カ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - キ. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- ④ 治療費用保険金請求の場合
- ア. 当社の定める傷害状況報告書
 - イ. 公の機関^(注2)の事故証明書
 - ウ. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - エ. 傷害補償条項第8条（治療費用保険金の支払）（1）①および②の費用の支払を証明する領収書
 - オ. 被保険者の印鑑証明書
 - カ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - キ. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- ⑤ 疾病死亡保険金請求の場合
- ア. 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する被保険者以外の医師の診断書^(注3)
 - イ. 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ウ. 死亡診断書または死体検案書
 - エ. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書
 - オ. 被保険者の戸籍謄本
 - カ. 被保険者の法定相続人の戸籍謄本
 - キ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ク. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

⑥ 疾病治療費用保険金請求の場合

- ア. 責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する被保険者以外の医師の診断書
- イ. 責任期間中に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- ウ. 海外疾病治療費用補償条項第3条（支払保険金）（1）①および②の費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書
- エ. 被保険者の印鑑証明書
- オ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- カ. 当社が被保険者の症状・治療内容等について被保険者以外の医師に照会し説明を求めることについての同意書
- キ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ク. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

⑦ 個人賠償責任保険金請求の場合

- ア. 当社の定める事故状況報告書
- イ. 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ウ. 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- エ. 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- オ. 個人賠償責任危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注4) および被害が生じた物の写真^(注5)
- カ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- キ. 被保険者の印鑑証明書
- ク. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

- ケ. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- ⑧ 救援者費用保険金請求の場合
- ア. 救援対象者が救援者費用等補償条項第1条（保険金を支払う場合）に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
- イ. 保険金の支払を受けようとする救援者費用等補償条項第3条（費用の範囲）①から⑥までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ウ. 被保険者の印鑑証明書
- エ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- オ. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- ⑨ 学校緊急対応費用保険金請求の場合
- ア. 被災者が学校緊急対応費用等補償条項第1条（保険金を支払う場合）に掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
- イ. 保険金の支払を受けようとする学校緊急対応費用等補償条項第2条（費用の範囲）①から⑥までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ウ. 被保険者の印鑑証明書
- エ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- オ. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- ⑩ 賠償責任保険金請求の場合
- ア. 当社の定める事故状況報告書
- イ. 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ウ. 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- エ. 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

オ. 賠償責任危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の財物の破損に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書^(注4) および被害が生じた物の写真^(注5)

カ. 被災者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

キ. 被保険者の印鑑証明書

ク. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

ケ. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

⑩ 弔慰費用保険金請求の場合

ア. 当社の定める事故状況報告書

イ. 公の機関^(注2)の事故証明書

ウ. 死亡診断書または死体検案書

エ. 保険金の支払を受けようとする弔慰費用等補償条項第2条（費用の範囲）に掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

オ. 被保険者の印鑑証明書

カ. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

キ. その他当社が第21条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注6)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注6) または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容、傷害の程度または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提

出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 治療を開始した日

合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注2) 公の機関

学校を含みます。やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 医師の診断書

海外疾病死亡危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②に該当した場合とします。

(注4) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注5) 写真

画像データを含みます。

(注6) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第19条（当社による解決）

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第20条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注1)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合^(注2)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合^(注3)
- (3) 保険金請求権^(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1) 保険金請求権

個人賠償責任補償条項第5条（支払保険金の範囲）①および賠償責任補償条項第5条（支払保険金の範囲）①に対する保険金請求権に限ります。

(注2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第21条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害または損害の額の程度、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日^(注1)からその日を含めて次に掲げる日数^(注2)

を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会^(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における、(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第18条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1)当社は、第17条(事故発生時の義務)の規定による通知または第18条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2)(1)の規定による診断または死体の検案^(注1)のために要した費用^(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第23条 (支払通貨および為替交換比率)

(1) 当社が保険金を支払うべき場合には、支払通貨^(注)をもって行うものとします。

(2) (1)の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨^(注)に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨^(注)に換算することができます。

① 保険証券において保険金額等を表示している通貨と支払通貨^(注)が異なる場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨^(注)が異なる場合

(注) 支払通貨

保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第24条 (時効)

保険金請求権は、第18条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条 (代位)

(1) 当社が傷害保険金^(注1)または疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害または疾病について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

(2) 費用または損害が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権^(注2)を取得した場合において、当社がその費用または損害に対して治療費用保険金、疾病治療費用保険金、個人賠償責任保険金、救援者費用保険金、学校緊急対応費用保険金、賠償責任保険金または弔慰費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用または損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (3)(2)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (4)保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人は、当社が取得する(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(注1) 傷害保険金

治療費用保険金を除きます。

(注2) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第26条 (保険金受取人の変更)

- (1)保険契約者は、死亡保険金について、その受取人をその被保険者の法定相続人以外の者に定め、または変更することはできません。
- (2)保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第27条 (保険契約者の変更)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第28条 (保険契約者または死亡保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者または死亡保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合にお

いて、代表者は他の保険契約者または死亡保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3)保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第29条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	保険金 支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能を廃したのもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%

第2級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとし、以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの 	89%
第3級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼^そまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。） 	78%
第4級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼^そおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節、近位指節間関節もしくは母指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	69%
第5級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの 	59%

	<p>(7) 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼^そまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの</p>	50%
第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節、近位指節間関節もしくは第1の足指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の^{こう}睪丸を失ったもの</p>	42%
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p>	34%

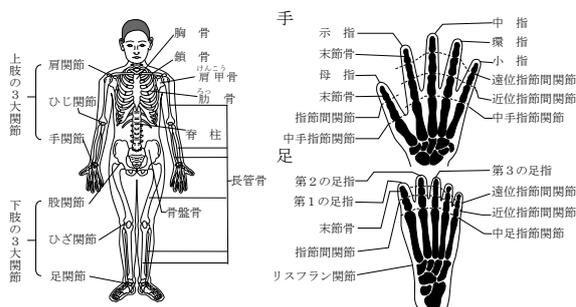
	<ul style="list-style-type: none"> (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの 	20%

	<p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	15%
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手の小指を失ったもの</p> <p>(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足</p>	10%

	<p>指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>(1 2) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>(1 3) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(1 4) 外貌に醜状を残すもの</p>	
第1 3級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの</p> <p>(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</p> <p>(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>	7%
第1 4級	<p>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	4%

(注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2 傷害補償条項第9条（保険金の削減払）、救援者費用等補償条項第8条（救援者費用保険金の削減）および学校緊急対応費用補償条項第7条（学校緊急対応費用保険金の削減）に定める運動等

山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表3 海外疾病死亡危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)③、海外疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②および弔慰費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②ウ. に定める感染症

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症^(注1)

- ① 一類感染症
- ② 二類感染症
- ③ 三類感染症
- ④ 四類感染症
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症^(注2)
- ⑥ 指定感染症^(注3)

(2) 顎口虫^{がっこうちゅう}

(注1) 感染症

疾病死亡保険金および弔慰費用保険金においては被保険者が死亡した時点、疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

